

No.37
2018
9/21



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



申7号 労使間の取扱いに関する協約の改訂

会社幹部が明言 職場活動の規制はしない！

【労使間の取扱いに関する協約 本社が本部に示した改訂内容】

- ・非組合員の範囲を「現業機関の長」に拡大
- ・勤務時間中の組合活動「執行委員会 13→12回」「会議 15→12回」
- ・専従者の取扱い「立ち入りの際の施設管理権者の許可を得る」
- ・会社施設一時使用「会社が施設を管理できる体制で会社が許可した場合」
- ・掲示板設置「組合員 10名以上1枚、100名以上2枚、300名以上3枚」

9月13日に本部一本社間において「申7号 労使間の取扱いに関する協約の改訂」について団体交渉を開催し、以上の変更点を巡って議論を行ないました。今改訂は**“労働条件に関する事項”**について**一切変更はありません**が、日常の職場活動に縛りをかける恐れがあります。よって本部としても鋭意交渉を行ない、会社より**『労働組合活動を規制するものではない』**という回答を引き出しています。



**団結してたたかわなければ未来は切り拓けない
これまで通り、堂々と職場活動を推し進めよう！**